# 農業委員会名簿

出欠席	役		職		氏		名	備	考
出席	会		長	平	野	英	治		
出席	副 (職	会 務代理	長 !者)	田	中	光	義		
出席	副	会	長	佐	野	哲	司		
出席	副	会	長	青	木	昌	司		
出席	委		員	横	井	清	美		
出席	委		員	Щ	田	真	弘		
出席	委		員	就鳥	野	則	美		
出席	委		員	中	野	正	広		
出席	委		員	日	榮	隆	広		
出席	委		員	加	藤	丈	晴		
出席	委		員	鈴	木	裕	美		
出席	委		員	加	賀		保		
出席	委		員	沖		曲	雄		
出席	委		員	浅	井	佐智	冒子		
出席	委		員	大	橋		之		

# 事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長(事務局長)	清水直樹
課長補佐(事務担当)	伊藤光
主 査(事務担当)	藤田佳久
主 事(事務担当)	平 松 美 有
主 事 (事務担当)	植松佑太

### 進行要領

進行要領	
発言者	内
	1. 開催日時 令和6年3月21日(木)
	午前8時51分から午前9時22分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室
	3. 出席委員(15人)別紙のとおり
	4. 欠席委員( 0人)別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
	第3項の規定による当委員会への意見聴取について
	日程第 5 決定第14号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に よる当委員会の決定について
	日程第 6 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 4. 現況証明願 日程第 7 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書
	3. 農地法第 5 条関係取消願
	6. 農業委員会事務局職員 ( 5人) 別紙のとおり
	7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 平松 美有 植松 佑太 である。
	8. 会議の概要
	開会(午前8時51分)
事務局長	定刻となりましたので、只今より、令和6年3月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんにお願いします。

事務局長

会長さん宜しくお願いします。

会長

《会長あいさつ》

会長

それでは、本日の出席者数は(15名中15名)で、定足数に達しておりますので、只今より3月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 15 番 大橋 一之 委員 議席番号 4 番 中野 正広 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らさせていただきます。

議案第36号	農地法第3条の規定による許可申請 ・・・・・・・7件
議案第37号	農地法第5条の規定による許可申請 ・・・・・・10件
議案第38号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
	第3項の規定による当委員会への意見聴取について・・ 2件
決定第14号	旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に
	よる当委員会の決定について ・・・・・・・・18件
専 決 報 告	1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・12件
	2. 農地法第4条第1項第7号の規定による届出・・・1件
	3. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出・・・3件
	4. 現況証明願・・・・・・・・・・・・・ 2件
報告	1.農地法第18条第6項の規定による通知 ・・・・ 18件
	2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・1件
	3. 農地法第5条関係取消願・・・・・・・・・1件

会長

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。なお、議案番号4番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号4番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。

≪関係委員 退席≫

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・ 面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、1 件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案番号4番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

会長

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請4番について 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。

それでは関係委員に入ってもらって下さい。

≪関係委員 着席≫

会長

それでは、議案番号1番から3番、5番から7番について、審議をお願いしま す。事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から3番、5番から7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、6件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第36号 議案番号1番から3番、5番から7番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

それでは、議案第36号 農地法第3条の規定による1番から3番、5番から7番について賛成の方は挙手をお願いします。

### (全員挙手)

会長

有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。

会長

続きまして、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請10件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします

#### 事務局

#### 《事務局説明》

(1番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)太陽光の申請です。計画では180枚のパネル(発電出力:98.1kw)を設置し総事業費は約1,505万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、近隣の農地には、流れ込まないようにする計画です。

(2番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)太陽光の申請です。計画では 180 枚のパネル(発電出力:98.1kw)を設置し総事業費は約1,440万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地のみで雨水は自然浸透とし、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

(3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)申請者は申請地の隣接地にて夫婦二人で居住しております。自宅の周囲はブロック塀と垣根で囲われております。申請者夫婦は介護認定を受けており、デイサービスを利用しようと思うと、駐車場がありません。また、娘が週に何度も来てくれるのですが、駐車する場所がなく困っています。このような状況を解消するため駐車場を設置したいと考えました。農地法等の法律をよく理解していなかったため、許可なく申請地を利用しておりました。反省しております。今般の申請にて申請地を借り受け、駐車場として利用する計画です。

(4番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)令和8年12月までの一時転用の申請です。申請者は、東名阪自動車道(特定更新等)津島高架橋他3橋(下り線)床版取替工事を請け負う共同企業体(JV)の代表です。工事を安全に行うために施工ヤードが必要であり、申請地は資材を置いても十分な作業、旋回スペースがあるため

施工ヤードとして最適です。今般の申請にて申請地を借り受け、施工ヤードを設置する計画です。作業時は常時警備員を配置し、安全に作業を行う計画です。なお、一時転用期間満了前に農地として利用できる状態に復元します。

(5番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)申請者である法人は令和4年に設立され、ベトナム野菜などの受託生産を行っており、順調に経営拡大しております。受託を受けると配送業者のトラックで出荷をするのですが、トラックを止める場所と作業場所がなく、トラクターやタンクなどの置場にも困っております。近隣を探したところ、法人の隣地である申請地が見つかりました。申請地は、効率面管理面申し分なく、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を譲り受け、農業用資材置場、出荷・作業場を設置する計画です。

(6番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)申請者は一宮市に本社を置き、主に不動産業を営んでおります。現在、申請地の西側宅地を所有していますが、北側道路への出入口がないことから、譲渡人の先代より、長年にわたり進入路として利用してきました。農地法等の知識が不足していたため、許可なく利用しておりました。深く反省しております。このたびリフォームして利用するにあたり、出入りする場所がないため、申請地を譲り受け、引き続き進入路として利用する計画です。

(7番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)申請者は住所地の賃貸住宅にて夫婦と子1人の3人で生活しております。子どもの成長に伴い、現在の住まいでは手狭になることからマイホームの建築を計画しました。両親の近くで暮らしたいと思い、愛西市内の不動産を検討しましたが、要件に合う物件が見つからず困っておりました。そんな中、家族から伯母と伯父の所有する申請地に建築してはどうかと勧められました。申請地であれば実家にも近く、子どもの養育面でも両親の手を借りることができ、将来的に両親の面倒を見ながら生活できることから立地的に申し分ありません。開発許可の関係上、敷地内に駐車場を設けるスペースが確保できないため、合わせて駐車場を設置する計画となっております。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅の建築および駐車場を設置する計画です。

(8番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)申請者は昭和55年に設立された保育所の経営等を行う法人です。申請者が運営する保育園の従業員を増員する計画ですが、現状の駐車場では不足しており、近隣を探したところ保育園に隣接した申請地が見つかりました。申請地であれば他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画で

す。

(9番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)申請者は個人事業主として稲沢市を拠点とし、不要となった樹木の伐採・処分などの業務を行っております。伐採した樹木は廃材となるため、処分費がかかります。そこで、樹木の活用を検討したところ、薪として売却することができれば、処分費も必要なくなり利益にもなるため最善であると考えました。薪置場に適当な場所を探したところ申請地が見つかりました。申請地であれば薪を広げるのに十分な広さがあり、他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、薪置場を設置する計画です。

(10番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)太陽光の申請です。計画では176枚のパネル(発電出力:102.96kw)を設置し総事業費は約1,170万円となっております。なお、基礎工事は、専用架台、敷地周辺はフェンスで囲い、地表面につきまして、土地造成は整地と砂利敷きで、雨水は自然浸透とし、隣接する農地には、流れ込まないようにする計画です。

以上、10件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第37号 について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。

会長

議案番号9番について、始末書添付となっているが、農地の状況はどのようになっているか。

事務局

譲り渡し人が駐車場として一部使用しておりました。

会長

その他宜しいでしょうか。

それでは、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請10件について 賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。

続きまして、議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による当委員会への意見聴取について 2件についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から2番の権利移転をする者、権利移転を受ける者の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利、事由、期間を朗読及び詳細説明)以上、2件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

会長

只今、事務局より議案第38号 について説明させていただきました、何かご 質問・ご意見ございますか。

(発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

それでは議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項 の規定による当委員会への意見聴取について 2件について賛成の方は挙手をお 願いします。

(全員举手)

会長

有り難うございました。全員賛成と言う事で、市へ答申することに決定いたします。

会長

続きまして、決定第14号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から18番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、 面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明)

旧経営基盤法第 18 条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。

議案番号1番から18番、全体筆数は106筆、面積は69,343 m です。

1番から18番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、16名の方々が借り受けております。

内容につきましては、作物は水稲、レンコン、蔬菜です。

愛知県知事同意は令和6年3月5日、愛知県農業振興基金同意は令和6年3月5日、公告年月日は令和6年3月29日、契約開始年月日は令和6年4月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。

以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。

なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の 各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。

只今、事務局より決定第14号 について <u>簡略した内容ではございますが、</u> 説明させていただきました、何かご質問はございますか。

(発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

それでは、決定第14号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

有り難うございました。

全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。

会長

続きまして、専決報告 4件 について事務局より説明をお願いします。

《事務局説明》

事務局

(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から12番の申請者住所 氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗 読説明)以上、12件の届出を受理しました。

(専決報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理しました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を 朗読説明)以上、3件の届出を受理しました。

(専決報告 現況証明願 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・取消事由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上、1件の届出を受理しました。この事案につきましては、事務局にて申請書類・現地を確認し、証明いたしました。

会長

只今、専決報告 4件 についてご説明させていただきました、これについて 何かご質問ございますか。

(発言なし)

宜しいでしょうか。

それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。

会長

続きまして、報告 3件 について事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》

(報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から18番の申請者住所 氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上18 件の合意解約を受付いたしました。

(報告 農地改良届出書 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明)以上、1件の届出書を受付いたしました。

(報告 農地法第5条関係取消願 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明)以上、1件の取消願を受理いたしました。

会長

只今、報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何か ご質問ございますか。

(発言なし)

会長

宜しいでしょうか。

それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。

会長

これをもちまして、3月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。

(終了 午前 9時 22分)

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年3月21日

会 長 平野英治

議事録署名者

議席番号15番委員 大橋一之

議事録署名者

議席番号4番委員 中野正広